

拝啓 あいりん労働公共職業安定所 所長殿

手帳取上げの脅し文句について質問

私は貴所で手帳をこころえているスズ保利朗と申します。突然お手紙を差こ上げる理由は九月十二日(土)に、手帳を取りあげると窓口の職員に言われましたか、その理由がよくわからず、納得いきませんので、取り上げの理由などお調べの上、お知らせ下さいませますようお願い申し上げます。

事実経過

九月十二日午前八時十分頃、手帳を出すために、列に並んで窓口近くに行きますと、「早よせんか、前につめんか」とりう大声が聞こえてきました。

またか、もつと別な言い方はないんかいなと思ひながら、窓口の前にまますと、たまたま私の前の人か手帳を出すのに手まどつて、「早よせんか、出とらんかい」と大きな声でどなられていました。

不快感を持ちながら窓口に近づいて来たので、つい、「なままりきないりかたするなよ」と言つてしまりました。(たがひ、職員のように大声で言ったのでなく、ごく普通に通員が「お前に言つてへんせう、手帳いらんのか、名前なんていうんせ」とりうので、手帳を出しおわつて二、三步進んでいました

が戻つて、丁ス保利明と書いてありますけど、あなたのお名前はこの二つと返事がなく、手元の手帳をよつとめくろるなどのヤヤマがあつて「そこにあつたらつかえるがな、手帳いらんのやな」と重ねてまわれました。

たしかに、そのでざりとりするに窓口が混雑するし、後に並ぶ労働者に迷惑をかけるのは不本意なので素直に窓口から離れました。

そして、窓口の係員が私の名前を確認したうえで、「手帳いらんのやな」と念をおされたので、手帳は取り上げられたものと思ひ、その日の十一時にはアブシをとりに行きませんでした。

お願ひ

① 私とせりとりした職員は十一番窓口、列

から見ると右側に立っていた、他の職員がその二つ青色のシャツを着ていた人です。事実関係を確かめて下さい。

② 手帳取上げの理由をお知らせ下さい。

③ 窓口の職員が持つ職務権限についてお知らせ下さい。

④ 不服申し立ての手続についてお知らせ下さい。

⑤ 十二日にはアブシをとりに行きませんでした。

十二日の朝に手帳がとり上げられれば、当然アブシをとり資格はその時からなくなるのでよろうが、取り上げが無効であれば、当然、後日でも十二日の分が支給されるものと見えますかどうでしょうか。

⑥ 窓口の職員の対応の中、金を下げられたまま、という考えがりのものがあるように昨日頃から見受けられますが、一歩ずつの職員がどうだというわけではありません。雇員の職務態度について、どうお考えでしょうか。

以上、六点について、ご多忙中とは思いますが、返信用封筒を同封しておきますので、九月十九日までに回答下さいませ。よろしくお願い申し上げます。

なお、手帳の取上げが無効であれば、その通知が私の手元にとどくまでの間に、両方がつたりしてアブシした場合のアブシ料は後日まとめて頂けるものと考えていますが、どうでしょうか。

※九月十四日、配達証明付で送付。九月十六日配達。

### 一度お会いしたい

おひらき事務公共職業安定所

業務第一課長

お手紙 拝見させて頂きました。

一度お会いし、お話を伺いたいたいと思つておりますので、貴方の都合の良い日にお越し願ひます。できましたら、前もって電話

(六四九一四九一)にただければ幸いです。

なお、書中の通知が手元に届くまでの間のアブシ手当の件ですが、アブシ手当は、当日所定の時間に手帳を提出し、所定の時間を受取らなければ支払は出来ませんので、念のため

申し添えます。

※九月一八日付、一九日消印、二一日到着。

二こういうことはあると思ひますが…

### 九月二九日 山本林課長と面談

一九日にたまたまアブしたので一六番窓口

に行つて、どうなつてますかと聞くこと、山

森さんが出て来て、アブレの支給が終つて

から話をしましよつ、手帳は窓口に出してき

ますので、さらつてきて下さい。と言われた。

手帳は取消したけはなつてないらしいので、

マア、よく判らないまま、出さすことにした。

アブしをもらったあとで聞いた話。

手紙を見せ、私も日頃から職員に注

意はしてあるんですが、なんせ時間が勝負な

ものですから、二こういうこともあるかと思ひ  
ますが、一つ御理解頂きたい。

なにせ短時間に三千人から四千人の受付付

をして、金の請求などの事務をやらなければ

ならないものですから、よく御存知のような

ふんいきに拂つてしまふんです。

一窓口業務が忙しいから、せんが、いな扱いを

していい、二こういふことにはならないでしょう。

忙しいなら職員や窓口を増せばいいこと、

労働者にあたることはない。

お、しやるとおりですがね、なんせん人間が

することですから、従来より窓口を増したり

してゐるんですがね。

一職員は手帳を取り上げることが出来るん  
ですか。

二こういう権限は持つていませんし、二こうい  
うことは言つてないと思ふんですが。

手帳が無効になるのは、日雇労働者でな

くなつた場合、本人が返してくる場合、一死上

した場合だけです。その日の認定も、ルール

を守つてもらえば取消になることはない。

朝八時に手帳を出して、十一時に本人が出席

する、二こういふことですね。

一窓口の業務をいふます、暴行を被たさ

れたり、酒を飲んだりするとして、ルール違

返になつて手帳を取り上げたり、その日の認

定が取消した二こういふことはあるんですか。

いや、二こういふことはしておりません。

一いや、私の場合も手帳は取消してはなか  
つたんですね。

「お、ええ、ただ十二日の十一時に二こういふ  
たから手帳を二こういふ取つた二こういふこと  
です。」

一十二日分のアブしはどうなりますか。

二その日の十一時に出席しなかつたのだから  
当然支給できません。

一窓口の人に手帳取消と言われたから十一

時に行かなかつたわけでしょう、事実を確認

さしましたか。

二一応、聞いてみましたけど、二こういふこと  
はなかつたようなんです。

一では、私が二こういふた二こういふを言つて二こうい  
ふことですか。

二いや、二こういふを言つて二こういふは思ひませんけど、  
とそかく十一時に二こういふなかつた人にはま